

1. 主な用語の解説

(1) OECD 基準に基づく「社会支出」関係

●社会支出

OECD の基準によれば、社会支出の範囲は、人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給とされている。ただし、制度による支出のみとし、人々の直接の財やサービスの購入、個人単位の契約や世帯間の助け合いなどの移転は含まない。当該制度が「社会的」と判断することが含まれる条件だが、その給付にひとつまたは複数の社会的目的（政策 9 分野）があり、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、または公的な強制力をもってその制度が存在しているかによって判断される。これらの基準を踏まえて、我が国の社会支出集計では、以下に説明する公的社会支出と義務的私的社会支出を集計しており、施設整備費など直接個人には移転されない費用を含めたデータを提供している。

公的、私的社会支出は、誰が資金面の流れを総合的にコントロールしているか、すなわち公的機関か私的な実施主体か、という点を基礎として区別される。OECD では公的社会支出・義務的私的社会支出の 2 つに費用を分けている。社会保障費用統計においては、2 つの費用を範囲として集計している。

●公的社会支出

公的社会支出は一般政府（中央、地方政府、社会保障基金）によって資金の流れがコントロールされる社会支出であり、社会保険や社会扶助給付として支給される。

●義務的私的社会支出

義務的私的社会支出は、私的部門により運営されるが法令により定められた社会的支援であり、例えば公的機関の規定に基づく雇用主による休業被用者への直接疾病手当、私的保険基金への強制拠出による給付などがある。

●政策分野別社会支出（個々の項目説明については 52-53 頁を参照）

9 つの政策分野は、①「高齢」：年金、早期退職年金、高齢者向けホームヘルプや在宅サービス ②「遺族」：年金、埋葬料 ③「障害・業務災害・傷病」：ケアサービス、障害給付、業務災害給付、傷病手当 ④「保健」：外来、入院ケア支出、医療用品、予防 ⑤「家族」：児童手当、保育、育児休業給付、ひとり親給付 ⑥「積極的労働市場政策」：職業紹介サービス、訓練、雇用奨励金、障害者雇用支援とリハビリテーション、直接的な仕事の創出、仕事を始める奨励 ⑦「失業」：失業給付、労働市場事由による早期退職 ⑧「住宅」：住宅手当、家賃補助 ⑨「他の政策分野」：低所得世帯向けの他分野に分類できない給付、食事支援等直接個人に給付されない、施設整備費などを含むが、給付に係る費用としての管理費は含まない。

(2) ILO 基準に基づく「社会保障給付費」関係

●社会保障給付費

ILO の第 18 次および第 19 次の社会保障費用調査では、次の 3 つの基準を満たすものを、社会保障制度として定義している。

①制度の目的が、(1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業 (8)住宅 (9)生活保護その他、のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

我が国では、この ILO の基準を踏まえた社会保障給付費の集計を 1950 年度分から行っており、個人に帰着する給付の部分を把握できるデータとして、政策立案に資する基礎資料としての活用をはじめ、幅広く利用されてきた。

●部門別社会保障給付費（表 7、10 頁参照）

部門別としては、「医療」「年金」「福祉その他」に分けている。これは、日本独自の分け方だが、ILO 第 18 次調査の社会保障給付費収支表を基礎としている。

「医療」には、医療保険、後期高齢者医療の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給および労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金および介護休業給付が含まれる。

●機能別社会保障給付費（表9、12頁参照）（個々の項目説明については54-55頁を参照）

欠乏や貧困を緩和する目的で、人々に提供される給付を9つのリスクとニーズとして分類したものが、機能別分類である。(1)高齢：退職によって労働市場から引退した人に提供されるすべての給付が対象 (2)遺族：保護対象者の死亡により生じる給付が対象 (3)障害：部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象 (4)労働災害：保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象 (5)保健医療：病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態の維持、回復、改善の目的で提供される給付が対象（傷病で休職中の所得保障を含む） (6)家族：子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象 (7)失業：失業した保護対象者に提供される給付が対象 (8)住宅：住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を伴うもの） (9)生活保護その他：定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金および現物給付が対象

●社会保障財源（集計表2、20-21頁参照）

財源は給付の他に運用損失・その他支出（施設整備費等）を含む全体の財源であり、大分類では社会保険料・公費負担・他の収入の3つに分かれる。①社会保険料は拠出であり、事業主と被保険者に分かれる。②公費負担は国（国庫負担）と地方（他の公費負担）に分かれる。③他の収入は、資産収入とその他に分かれる。資産収入には利子、利息、配当金、その他には積立金より受入等が含まれる。

（注）公務員制度で事業主が国である場合は、国が事業主として拠出した金額はたとえ国庫支出金であっても、事業主拠出に計上する（地方公務員制度についても同様）。

●制度間移転（集計表2、20-27頁参照）

他制度からの移転には次のような費用を含む：前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、介護給付費交付金等

他制度への移転には次のような費用を含む：前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、介護納付金等